

雑感 「中世成立期の武力」

下 津 間 康 夫

はじめに

中世は武士が権力を掌握して行く時代ですが、元来武士は武力を職能とする人々であったことが指摘されています⁽¹⁾。私の問題意識として、歴史的段階に応じて武力の在り方も変化して行くのは当然でしょうが、それぞれの段階で、具体的に武力は如何なるものであったのか、また民衆は如何に受けとめていたのだろうかと言うことがあります。現在、この問題を明らかにして行く準備も力量もないのですが、雑感として、平将門の乱を記した『将門記』⁽²⁾の記載を中心に、中世成立期の武力について綴ってみたいと思います。

(1) 武力の構成

平将門の乱は、①一族内闘争（九三一（延長九）年～九三八（承平八）年二月）、②武蔵国内問題への政治的介入（～九三九（天慶二）年六月）、③国家的叛乱（～九四〇（天慶三）年四月）の三段階に分けられます。そして中央政府の武力の発動と相争う訳ですが、将門等が組織した武力は如何なるものだったのでしようか。

『将門記』では、その兵力全体は「兵士」・「随兵」であり、形態には「歩兵」と「乗馬之郎党」¹¹騎馬兵士が存在します。実際の戦闘では、「陣頭」が一部隊を組織しており、戦闘能力に秀れた者は「精兵」、特に弓の上手な者として「上兵」が描かれています。この武力を構成するものとして、「因縁」・「伴類」・「従類」等が挙げられています。そして「伴類」・「従類」は、この時期にのみ現れる¹²或る歴史的段階に於いて登場する¹³存在であることが注目されます。

伴類は、「良正并ビニ因縁・伴類ハ、兵ノ恥ヲ他堺ニ下シ、敵ノ名ヲ自然ニ上グ」、¹⁴「賊首ノ兄弟及ビ伴類等ヲ追捕スベキノ官符」とある様に、将門等のそばに在って指導的地位を占めた在地の有力者と推定出来ます。そして彼等が組織した集団も「伴類」と呼ばれ、「新皇ノ陣ハ跡ニ就キテ追ヒ来ルノ時、貞盛・秀郷・為憲等が伴類二千九百人、皆遣レ去リヌ。只遣ル所精兵三百余人ナリ。」と、戦闘に於いて量的に中心的存在であると共に、離合集散の激しさを示しています。おそらく伴類は、次に触れる従類の様に、在地の有力者と私的隸属関係で結ばれたものではなく、周辺に存在した自営的な農民と考えられます。

従類は、九三七（承平七）年十二年の平良兼の将門の石井営所への夜

討に際し、「一人当千ノ限り八十余騎」とは区別されて、「後陣ノ従類」とされています。伴類の様な流動性はみられず、有力者の経営の中で結ばれた私的な隷屬民と考えられます。また将門の乱が国家的叛乱にまで昇まる際に、藤原玄明の存在が注目されますが、玄明は「凡ソ国ノ為ニ宿世ノ敵トナリ、郡ノ為ニ暴悪ノ行ヲ張ル。鎮ニ往還ノ物ヲ奮ヒテ、妻子ノ稔トナシ、恒ニ人民ノ財ヲ掠メテ、従類ノ榮トナスナリ」とされています。玄明と従類の間には日常的な主従關係が考えられ、従類は玄明の暴力行為の爪牙の役割を果たしたのでしょうか。かくして「国之乱人」であると共に、「民之毒害」とされたのです。なお有名な九八八（永延二）年の『尾張国郡司百姓等解』⁽³⁾（以下『尾張国解文』）に於いても、尾張国の守である藤原元命の苛政を支える暴力装置として、従類が挙げられています。

(I) 武力行使の実態

上記の様な武力は、実際如何に機能したのでしょうか⁽⁴⁾。戦鬪に於いては、凄じ焦土作戦の展開が常套手段です。(a) (b) (c) (d) (e)。これは一時的同盟關係にある伴類や「百姓舍宅」にまで及びます。兵士の掠奪行為も激しく(f) (g) (h) (i)、婦女子への暴行にまで至っています。(j) (k) (l) (m)。この武力に暴力は、将門の乱が国家的叛乱段階に至ると一段と激しく現出し、九三九（天慶二）年十一月の常陸国衛襲撃の際は、焦土・掠奪・暴行(n)とその本質は如何なく發揮されています。

ただこの武力も、超歴史的な存在ではなく、現実の社会の諸關係に大

きく規定されたものと言えるでしょう。前に触れた藤原玄明は、従類等を爪牙として、民衆からの掠奪や国衛への対捍行為を働いていた訳ですが、将門が藤原忠平に宛てた書状では、「常陸介藤原維幾朝臣ノ息男為憲、偏ニ公ノ威ヲ仮リテ、只ダ冤枉ヲ好ム、爰ニ将門ガ従兵藤原玄明ノ愁ニ依ルテ、将門其ノ事ヲ聞カンガ為ニ、彼ノ国ニ発向ス」とあり、玄明の国衛への抵抗と共に、国司の非法も存在したことが推測されます。また武藏国司の興世王・源経基の非法も窺われますが(o) (p)、これも従類等の私的暴力を以って及んだ行為でしょう。

将門の乱からやや後の十世紀後葉から十一世紀中葉にかけて、前の『尾張国解文』に代表される様に、国司苛政上訴運動が頻発しています。その底流に、律令制的支配体系の崩壊と民衆の武力行動にまで昇った抵抗に対して、王朝国家への体制的移行が進み、国司が任国内支配権を強化するために、武力を必要とした社会的情勢が認められるでしょう。将門の乱は、この移行段階で起こったもので、ここでみられる武力は、この歴史的情况に規定されて激しさを増したものであったと言えるでしょう。

(II) 民衆と武力

さて民衆にとって、武力は如何なるものだったのでしょうか。また如何に受け止めていたのでしょうか。『今昔物語』では、「将門、常ニ事ニ触テ、親キ類伴ト隙无ク合戦シケリ。如此悪行ヲノミ業トシケレバ、其ノ近隣ノ国々ノ多ノ民、田畠作事モ忘レ、公事ヲ勤ル隙モ无シ。然レ

バ国々ノ民、此ヲ歎悲テ、国解ヲ以テ公ニ此由ヲ申上タル⁽⁶⁾と、戦乱に悩む民衆を描いています。また『将門記』の筆者は、平良兼の攻撃に依って豊田郡内の農作物・人馬が被害を受けたことに對し、「謂フ所ノ、『千人屯レヌ処ニハ、草木俱ニ彫ム』トハ只ダ斯ヲ云フカ」⁽¹⁾とし、「脚病」が癒えた将門の良兼への反撃に對し、「之ヲ謂フニ口惜シキ哉、幾千ノ舍宅ヲ焼ク。之ヲ想フニ哀シムベシ、何万ノ稻穀ヲ滅ス」と述べ、軍事行動に批判的です。前に触れた様に、焦土作戦の展開・掠奪の横行⁽²⁾等は荒廃をもたらすものなのです。

そして民衆は、藤原秀郷・平貞盛等の将門への攻撃に對し、「常陸国ノ己ニ損ハレヌルコトヲ恨ミズ、唯ダ将門等ノ不治ナルコトヲ歎」いたり、「群衆ヲ集メテ甘キ詞ヲ加ヘテ、兵類ヲ調ヘ、其ノ数ヲ倍ニシテ」と、相手方の武力に編成されたりもしています。この「群衆」が「伴類」の下に結集したものと考えられ、武力の前に流動的な存在であったと言えるでしょう。そして『尾張国解文』で、元命が組織した徒類等に對しては、「屠膾之類」、「子弟郎等ノ躰タラク、夷狄ニ異ラズ、猶豺狼ノ如シ、人肉ヲ屠リテハ則ク身躰ノ粧トナス」と述べています。

この様なことから、当時の歴史的段階では、民衆にとって武力は嫌悪すべきものでありながらも、戦乱に於いては、自らを守るために武力に組織される立場でもあったことが想定されるのです。

おわりに

以上、簡単ですが平将門の乱を中心に、武力の実態は何如なるもので

あったのか、また民衆は如何に受けとめていたのかと云うことを綴ってみました。当時の歴史的段階では、民衆は武力構成の上からも距離を置いて存在出来る立場ではなかったと言えるでしょう。例えば「民衆」と「武力」と云う問題を超歴史的に對置させて捉えることは誤りで、それぞれの現実の社会関係の中で明らかにして行くことが重要であると再認識した次第です。

註

(1) 高橋昌明「騎兵と水軍」(戸田芳実編『日本史』)、有斐閣選書、一九七八年
(2) 『将門記』については、梶原正昭訳注『将門記1・2』(東洋文庫、一九七五・六年)を参照しました。また記述にあつては、原漢文を書き下し文で記しました。

なお将門の乱に関する研究史の整理は、佐伯有清・坂口勉・関口明・追塩千尋共著『研究史将門の乱』(吉川弘文館、一九七六年)で詳細に成されています。

(3) 『平安遺文』三三九号

なおこの解文の条文等の解説については、阿部猛『尾張国解文の研究』(大原新生社、一九七一年)で詳細になされています。また『古代政治社会思想』(日本思想大系 岩波書店、一九七九年)にも所収されています。

(4) 記述の便宜をはかるために、『将門記』に現れる記事を簡条書にします。

(a) 野本・石田・大串・取木等ノ宅ヨリ始メテ、与力ノ人々ノ小宅ニ至ルマデ、皆悉ク焼キ巡ル。(屋ニ疊レテ焼カルル者ハ、烟ニ迷ヒテ去レズ、)火ヲ遁レテ出ル者ハ、矢ニ驚キテ還リ、火中ニ入りテ叫喚ス。

(b) 筑波・真壁・新治、三箇郡ノ伴類ノ舍宅五百余家、員ノ如ク焼キ掃フ。哀シキ哉、男女ハ火ノ為ニ薪トナリ、珍財ハ他ノ為ニ分ツトコロトナリス。

(c) 下総国豊田郡栗栖院常羽ノ御殿、及ビ百姓ノ舍宅ヲ焼キ掃フ。

④未ダ合戦幾ナラザルニ、伴類算ノ如ク打チ散リヌ。遺ル所ノ民家、仇ノ為ニ皆悉ク焼ケ亡ビヌ。郡中ノ稼穡・人馬共ニ損害セラレヌ。謂フ所ノ、「千人屯レヌ処ニハ、草木俱ニ彫ム」トハ、只ダ斯ヲ云フカ。

⑤彼ノ介ノ服織ノ宿ヨリ始メテ、与力ノ伴類ノ舍宅、員ノ如ク掃ヒ焼ク。

⑥国司偏ニ郡司ノ無礼ヲ称シテ、恣ニ兵杖ヲ発シ押シテ入部ス。武芝公事ヲ恐ルルガ為ニ、暫ク山野ニ匿ル。案ノ如ク、武芝ガ所々ノ舍宅。縁辺ノ民家ニ襲ヒ来リテ、底ヲ掃ヒテ搜シ取り、遺ル所ノ舍宅ハ檢封シテ棄テ去リヌ。

⑦箸ノ如キノ主ハ、眼ヲ合ハセテ、骨ヲ破リ膏ヲ出スノ計ヲ成ス。蟻ノ如キノ従ハ、手ヲ分ケテ、財ヲ盗ミ隠シ運ブノ思ヒヲ勵ム。粗ラ国内ノ彫ミ弊レタル事ヲ見ルニ、民ヲ平ゲ損フベシ。

⑧将門ガ随兵僅カ二千余人、府下ヲ押シ塘ムデ、便チ東西セシメズ。長官既ニ過契ニ伏シ、詔使復タ伏辯敬屈シス。世間ノ綾羅ハ雲ノ如ク下シ施シ、微妙ノ珍財ハ算ノ如クニ分散シヌ。万五千ノ絹布ハ、五主ノ客ニ奪ハレヌ。三百余ノ宅ノ烟ハ、滅ビテ一旦ノ煙ト作ル。屏風ノ西施ハ、急ニ形ヲ裸ニスルノ媿ヲ取ル。府中ノ道俗モ、酷ク害セラルルノ危ミニ当ル。金銀ヲ彫レル鞍、瑠璃ヲ塵バメタル匣、幾千幾万ゾ。若干ノ家ノ貯ヘ・若干ノ珍財、誰カ採リ誰カ領セム。定額ノ僧尼ハ、頓命ヲ夫兵ニ請ヒ、僅カニ遣レル士女ハ、酷キ媿ヲ生前ニ見ル。

⑨新司藤原公雅・前司大中臣全行朝臣等、兼ネテ因ヲ奪ハムト欲スル気色ヲ見テ、先ヅ将門ヲ再拜シテ、便チ印鑑ヲ撃ゲテ地ニ跪キテ授ケ奉ル。斯ノ如キノ騒動ノ間ニ、館ノ内及ビ府ノ辺悉ク虜領セラレヌ。

⑩国内ノ吏民ハ、眉ヲ嘔メテ涕涙ス。堺ノ外ノ士女ハ、声ヲ拳ゲテ哀憐ス。昨日ハ他ノ上ノ愁ト聞キ、今日ハ自ガ下ノ媿ヲ取ル。

⑪新皇ハ此ノ事ヲ聽キテ、女人ノ媿ヲ匿サンガ為ニ勅命ヲ下スト雖モ、勅命以前ニ夫兵等ガ為ニ悉ク虜領セラリタリ。就中、貞盛ガ妾ハ剥キ取ラレテ形ヲ露ニシテ、更ニ為方ナシ。眉ノ下ノ涙ハ面ノ上ノ粉ヲ洗ヒ、胸ノ上ノ炎ハ心ノ中ノ肝ヲ焦ル。内外ノ媿ハ身ノ内ノ媿ト成ル。

⑫新皇ノ妙屋ヨリ始メテ悉ク与力ノ辺ノ家ヲ焼キ掃フ。火ノ煙ハ昇リテ天ニ余

リアリ、人ノ宅ハ尽キテ地ニ主ナシ。

(5) 王朝国家に関する研究史の整理は、森田悌『研究史王朝国家』（吉川弘文館、一九八〇年）で詳細に成されています。

(6) 『今昔物語』巻二五―「平将門発謀反被誅語」